

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護～

当事業者は介護保険の指定を受けています。

短期入所生活介護 (神戸市指定 第 2875204204 号)

介護予防短期入所生活介護 (神戸市指定 第 2875204204 号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 大慈厚生事業会
- (2) 法人所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町6丁目2番6号
- (3) 電話番号 078-913-0065 (FAX 078-913-0064)
- (4) 代表者氏名 理事長 坂本和恵
- (5) 設立年月日 昭和27年 5月30日
- (6) インターネットアドレス番号 <http://www.daijien.com>

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階
- (2) 建物の延べ床面積 4,136㎡

3. 事業所の説明

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成27年 4月 1日
指定 神戸市 2875204204号

※当事業所は特別養護老人ホーム大慈智音園に併設されています。

- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供します。

- (3) 施設の名称 短期入所生活介護サービス施設 大慈智音園ショートステイ
- (4) 施設の所在地 兵庫県神戸市西区玉津町今津 3 6 4 - 6 1
交通機関 神戸市営地下鉄西神南駅より神姫バス 1 5 系統にて今津バス停すぐ
J R 明石駅より神姫バス 1 3 ・ 1 5 系統にて今津バス停すぐ
- (5) 電話番号及び F A X 番号 078-913-0065 (F A X 078-913-0064)
- (6) 施設長 (管理者) 氏名 岩里 千枝
- (7) 当施設の運営方針 時代の変遷にともない、福祉ニーズの変化を敏感に把握し、社会の人々の為に、良質な福祉サービスを提供すると共に、いつでも・どこでも・だれもが必要なときに最善の福祉サービスを提供出来るように日々、研究・努力する。併せて、老人福祉法及び介護保険法の理念・規則に則り、法人の設立精神である「和顔・愛語・上敬下愛」を基本方針として、高齢者の人権を尊重し、自立を目指して高齢者の精神的, 肉体的な援助を行う。
- (8) 開設 (サービス開始) 平成 2 7 年 5 月 1 日
短期入所生活介護 平成 2 7 年 4 月 1 日
介護予防短期入所生活介護 平成 2 7 年 4 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域
神戸市西区・垂水区・須磨区、明石市相生町・明石公園・朝霧北町・朝霧台・朝霧町・朝霧東町・朝霧南町・朝霧山手町・旭が丘・上ノ丸・王子・大明石町・大蔵海岸通・大蔵谷奥・大蔵町・大蔵天神町・大蔵中町・大蔵八幡町・大蔵本町・鍛冶屋町・川崎町・貴崎・北朝霧丘・北王子町・小久保・茶園場町・桜町・材木町・新明町・硯町・大観町・太寺・太寺大野町・太寺天王町・鷹匠町・立石・田町・樽屋町・大道町・天文町・中朝霧丘・中崎・西明石北町・西明石町・西明石西町・西明石東町・西明石南町・西朝霧丘・西新町・荷山町・野々上・花園町・林・林崎町・東朝霧丘・東仲野町・東野町・東人丸町・東藤江・東山町・人丸町・日富美町・藤江・船上町・別所町・本町・松江・松が丘・松が丘北町・松の内・岬町・港町・南王子町・南貴崎町・宮の上・明南町・山下町・和坂・和坂稻荷町

(10) 営業日及び営業時間

営業時間	年中無休
受付時間	毎日 9時～17時
サービス提供時間帯	毎日24時間
送迎時間	月～土曜日 9時～18時

(11) 利用定員 10人

(12) 居室等の概要（短期入所生活介護）

サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	
合計	10室	
ダイニングキッチン	1ユニット	
リビング	1ユニット	
浴室	7室	個浴・リフト浴・特殊浴槽 ピュアット（5台）
カフェコーナー	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

各部屋全室、トイレ・洗面所付き

各部屋全室、個別冷暖房完備

各部屋全員、全自動介護ベッド完備

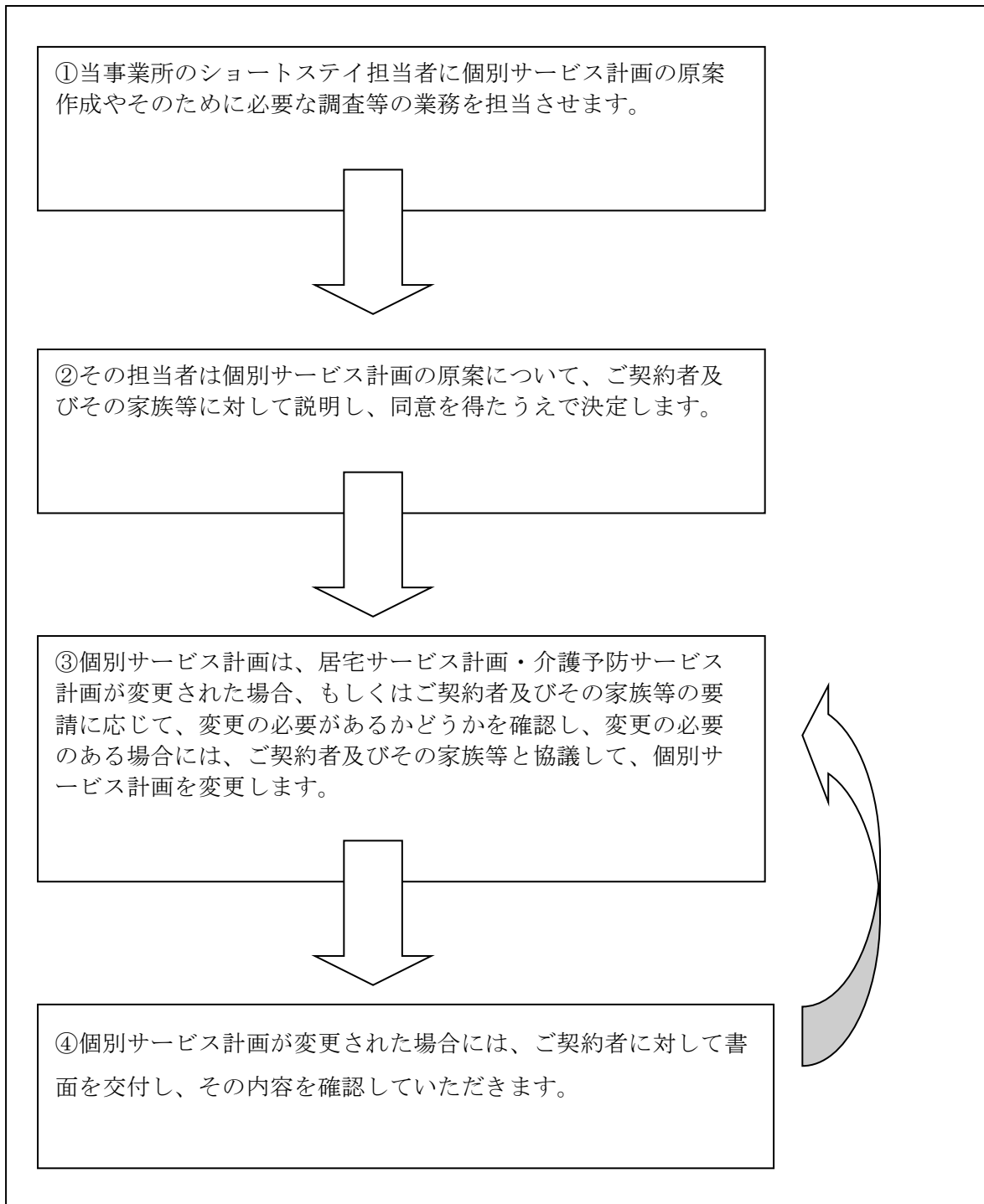
各部屋全員、ナースコール完備

各部屋全員、衣装タンス完備

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

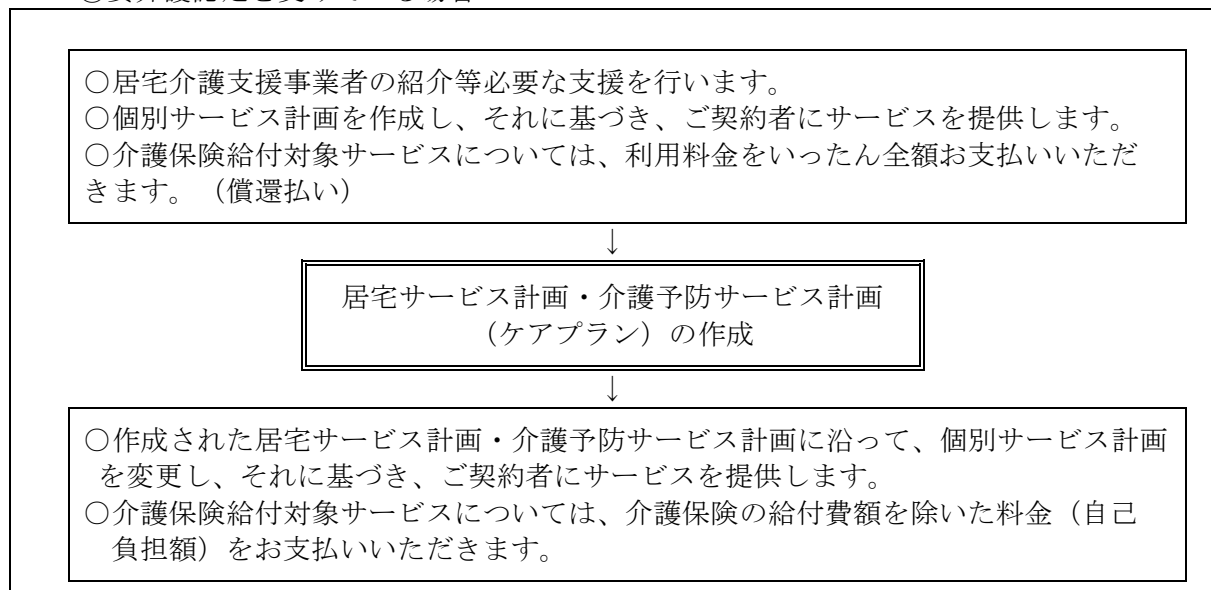
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画（ケアプラン）及び地域包括支援センター介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画に沿って作成がされている場合には、その内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

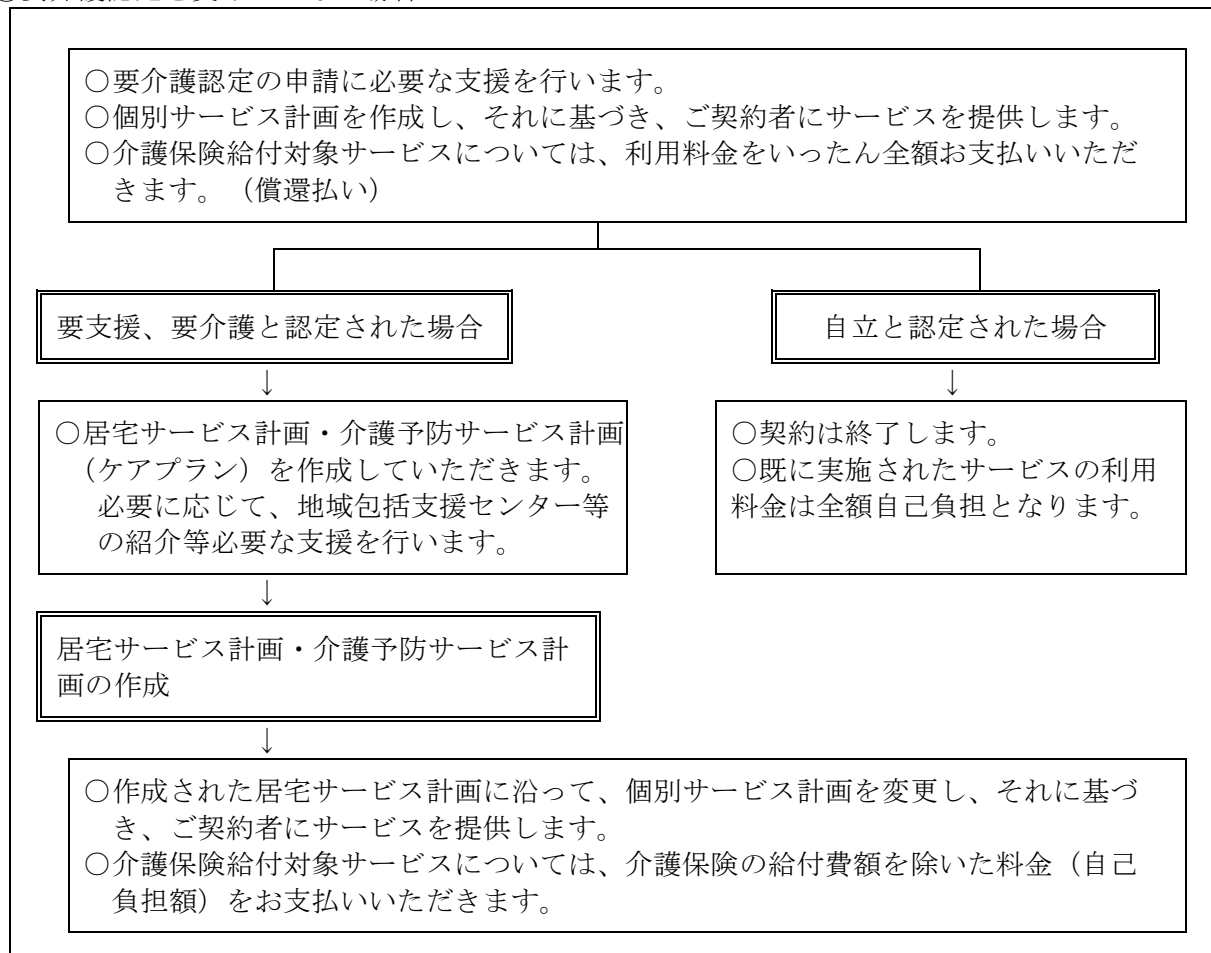


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉（併設する介護老人福祉施設との一体運営による合計数）

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	27名以上	27名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	嘱託	必要数
8. 管理栄養士	1名以上	1名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における

常勤職員の所定勤務時間数（例：週 38.75 時間）で除した数です。

（例）1日 7.75 時間勤務の介護職員が週 5 日勤務している場合、常勤換算では、1名（7.75 時間×5 日÷38.75 時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉（併設する介護老人福祉施設との一体運営による合計数）

職 種	時間等
1. 医師	内科医師： 毎週 1～2 回 精神科医師： 月 2 回
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7：00～16：00 8名 日中 9：00～18：00 8名 夜間 17：00～9：00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 9：00～17：45 1名
4. 機能訓練指導員	9：00～17：45 （常勤換算 1）

〈配置職員の職種〉

介護職員

…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
※3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員

…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
※1名の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員

…ご契約者の機能訓練を担当します。
※1名の機能訓練指導員を配置しています。
専任での配置はしておりません。

医 師

…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
※嘱託医師を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス

また、それぞれのサービスについて

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

(i) サービスの概要

①食事（但し、食費は別途いただきます）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・リフト浴槽や特殊浴槽を使用して入浴することもできます。

③排泄

- ・ 介助が必要なご契約者に対して、自立支援を踏まえ、トイレへの案内や排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 心身の機能低下予防のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(ii) 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

別表1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。その際、変更同意書を取り交わす事で再契約したとみなす事ができるものとします。

☆契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については別表1の料金表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(i) 〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、別表1の料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10～50円

③特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事を提供することに要する費用から1,445円を控除した金額

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

利用料金：施設が設定した参加費をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用（実費）を負担いただきます。

⑥理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 調髪2,035円、顔剃550円

⑦通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。

また入所中の通院等、その他の送迎についても下記の料金表を適応します。

移送距離 (1回につき)	10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 5km毎
移送費用	500円	1,000円	500円加算

※ご契約者が車に乗り、降りるまでを一回とさせていただきます。

⑧居室の電気使用料金

居室内でテレビ・ビデオ等をご利用になる場合、電気代として使用物一つにつき利用料金をいただきます。

利用料金：1日30円（一つにつき）

※使用する物が増えた場合は、30円ずつ加算します。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

ア 短期入所生活介護サービス利用終了時毎に、その都度お支払い下さい。

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

智音園ショートステイをご利用の方

みなと銀行 明石支店 普通預金 1837426

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5)サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	伊川谷病院
所在地	神戸市西区池上2丁目4番地の2
診療科	総合病院

医療機関の名称	みどり病院
所在地	神戸市西区枝吉 1 丁目 16 番地
診療科	総合病院

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	かもめ歯科
所在地	神戸市長田区東尻池新町 1 丁目 2 0 番 2 階

③受診時の付き添い

原則、ご家族の付き添いをお願いいたします。受診の必要性があればご家族へ相談させていただきますが、急な発熱や腹痛、不慮の事故等、緊急に受診・治療が必要な場合は病院搬送を優先し、ご家族の連絡が後になる事もあります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の 7 日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 2 2 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 1 9 条、第 2 0 条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）。
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）。

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ご契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく本契約の目的を達することが著しく困難となった場合。
(文章により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。)
- ⑥施設の職員または他の利用者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸出しにする）などの迷惑行為をした場合。
- ⑦施設の職員または他の利用者に対して行う悪質なクレームやストーカー行為（特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム）などの迷惑行為をした場合。
- ⑧施設の職員又は、他の入所者に対して行うハラスメント（たたく・つねる・蹴る・手を払いのける、大声を出す、無視、怒鳴る、つばを吐く、理不尽なサービスの要求、脅す、不必要なサポートを強要する）などの迷惑行為をした場合。
- ⑨サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音を無断でSNS等に掲載した場合。

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第 22 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 11 条、第 12 条に規定される義務を負います。

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|---|
| <p>①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。</p> <p>②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。</p> <p>③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署と連携し、避難、救出その他必要な訓練を行います。</p> <p>④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>ただし、コピー代は有料となります。</p> <p>⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。</p> <p>ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。</p> <p>⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。</p> <p>⑦サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び契約者の家族等に連絡し、再発防止対策に努めその対応について協議します。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。</p> <p>⑧事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。</p> <p>また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。</p> |
|---|

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

衣類、日用品、

※ 入所前には必ず全ての物品に名前をご記入下さい。

黒い物にも分かるように、名前を縫い付けてください。

※ 縮んだ際に弁償する事が出来ませんので、一般家庭の洗濯時と乾燥機にて縮む素材の洋服のご持参はお控え下さい。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) 面会 面会時間 10:00～17:00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、原則、おもちゃ等のどに詰まりやすい食べ物やなま物（食品）の持ち込みはお受けいたしません。

ただし、必要な場合はご相談に応じます。

※感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から方法を変更する場合がございます。

10. 身元引受人（連帯保証人）（契約書第24条参照）

契約締結にあたり、身元引受人（連帯保証人）をお願いすることになります。

しかしながら、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと考えられる事情がある場合には、契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(1) ご契約者が医療機関に入院する場合やその手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担。

- (2) ご契約者の理解意思表示が困難な場合の、ご契約者代理人としての債務
- (3) 他の親族への必要な連絡
- (4) 身元引受人（連帯保証人）は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連携して、その債務の履行業務を負うことになります。
- (5) 身元引受人（連帯保証人）となる方については、本契約から生じることとなるご契約者の債務について、極度額として本契約開始時または更新時における月額利用料全額の12か月分を限度とし、連帯してご負担いただきます。また、その額は、ご契約者又は連帯保証人が亡くなったとき等に確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。
- (6) 連帯保証人からの請求があった場合には、事業所は、身元引受人（連帯保証人）の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、ご契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1 1. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご契約者から提供されたご契約者およびご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご契約者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご契約者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご契約者およびご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご契約者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご契約者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご契約者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご契約者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご契約者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

(4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の思い出を、参加されたご契約者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご契約者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮なくお申し出ください。

(5) 個人情報の開示について

施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規定に基づいて行うこととします。

12. 損害賠償について(契約書第15条、第16条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。賠償に相当する可能性がある場合は、ご契約者又はご家族の方に当該保険の調査等手続きにご協力いただく場合があります。

13. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）各フロアにて掲示
- 苦情受付窓口（責任者）施設長 岩里 千枝
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 随時

行政機関その他苦情受付機関

○神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービスに関すること）

TEL：078-322-6242（平日8：45～12：00、13：00～17：30）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

TEL：078-322-6774（平日8：45～12：00、13：00～17：30）

○兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること）

TEL：078-332-5617（平日8：45～17：15）

○神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）

TEL：078-371-1221（平日9：00～17：00）

令和 年 月 日 時 分～ 時 分

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

事業者

説明者職名

氏名

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意し、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 ☐ 同上

氏名

（契約者との関係 ）

身元引受人（連帯保証人）

住所 ☐ 同上

氏名 ☐ 同上